

AP 言語イマージョン・プログラム 2024 年度冬期 募集要項

募集期間	募集プログラム	派遣期間
2024 年 10月9日(水)～ 10月23日(水) 14:00	韓国語	2025 年 2 月 16 日(日)～3 月 15 日(土)
	中国語	2025 年 2 月 16 日(日)～3 月 21 日(金)
	スペイン語	2025 年 3 月 1 日(土)～3 月 25 日(火)

【重要】2024 年度からいくつかの重要な変更があります。
プログラムに申請する際は、シラバス・募集要項・プログラム共通事項・誓約書の内容を確認し、全て理解・了承している必要があります。特に、下記の項目についてはしっかりと確認をしてください。

- [プログラム費用の徴収について](#)
- [実習地集合・解散となり、現地集合場所まで、及び、現地解散後の交通\(宿泊\)手配は、受講者で行うこと\(海外航空券は受講者の手配となる\)](#)
- [プログラムに係る各種提出物・プログラム費用の締切り厳格化について](#)

立命館アジア太平洋大学
アウトリーチ・リサーチ・オフィス
第 2 版
(2024 年 10 月 01 日)

改定箇所

第 2 版:以下の変更

[2.募集概要](#)

[4.参加における注意事項](#)

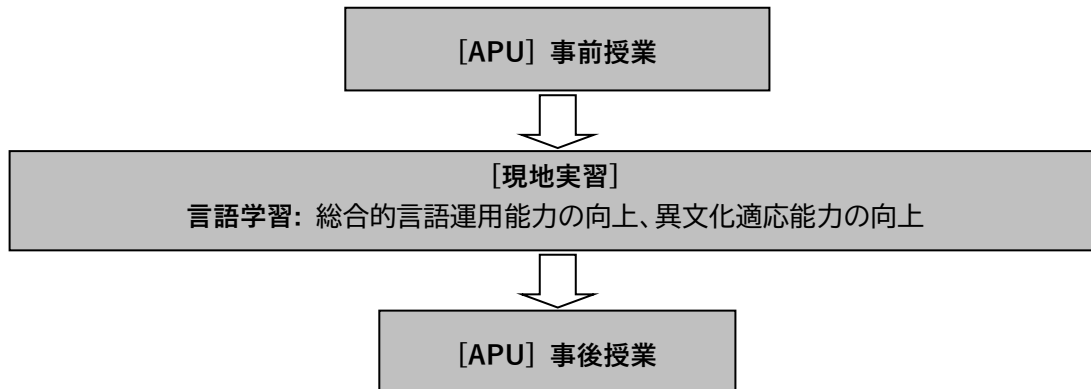
[6.スケジュール](#)

[Off-campus Programs に参加するにあたっての遵守事項](#)

1. AP 言語イマージョン・プログラムとは

科目概要と授業の特色

言語イマージョン・プログラムは、「海外集中言語研修(言語教育科目)」(2017 年度カリキュラム学生)、もしくは、「集中言語研修(言語教育科目)」(2023 年度カリキュラム学生)として実施される APU の正課科目です。この科目は、APU で行われる事前授業、海外実習、日本へ帰国してから実施される事後授業によって構成されています。科目を通して言語能力の向上を目指します。更に科目の一環として行う海外実習では、現地の人々との交流や現地ならではの活動を通して異文化への理解を深めることも目的としています。



教育目標

- (1) APU で提供されている言語教育科目(AP 言語科目)を補充し、当該言語の使用されている現地の教員・学生を相手に言語訓練を施すことにより、学生の言語運用力を強化します。
- (2) 当該言語の使用されている地域の言語や文化、社会に対する知的好奇心をさらに高め、今後の言語学習への動機を高め、同時に言語学習と学部専攻分野での学習・研究との接点を深く考える機会とします。
- (3) 当該地域の教員・学生との交流を通じて、異文化を理解尊重し、相互理解に努める精神を養います。

科目名称、成績

科目名: 「海外集中言語研修(言語教育科目)」(2017 年度カリキュラム学生)

「集中言語研修(言語教育科目)」(2023 年度カリキュラム学生)

単位数: 韓国語・中国語:4 単位 ・ スペイン語:2 単位

成績評価: 通常評価 (A+、A、B、C/F)

履修登録および単位授与時期

参加が決定した後、大学が履修登録を行います。各セメスターにおける履修登録上限単位数の上限には含まれません。イマージョン・プログラム実施セメスター期(2024 年度秋セメスター) の科目として登録されますが、本プログラムの成績発表は 2025 年 4 月上旬に行われます。

2. 募集概要

募集プログラム

2024 年度秋 semester では以下 3 言語のプログラムで参加者を募集します。派遣先大学の情報やプログラム概要については、下記、比較一覧のほか、シラバスで確認してください。以下の費用には、プログラム費(宿泊費込み)、海外旅行保険料、危機管理サービス支援登録料が含まれます。2024 年度より現地集合・解散のため、航空券代は含まれていません。参加費用は目安です。プログラム参加費用の確定額は選考結果発表時にお知らせします。

言語	韓国語	中国語	スペイン語
事前授業 (日時はシラバス参照)	2025 年 1 月	2025 年 1 月	2025 年 1 月
派遣時期	2025 年 2 月 16 日(日) ～ 3 月 15 日(土)	2025 年 2 月 16 日(日) ～ 3 月 21 日(金)	2025 年 3 月 1 日(土) ～ 3 月 25 日(火)
派遣期間	約4週間	約5週間	約3週間
事後授業	2025 年 3 月 28 日(金)	2025 年 3 月 24 日(月)	2025 年 3 月 28 日(金)
協定先大学	高麗大学(韓国)	台湾国立政治大学(台湾)	グラナダ大学(スペイン)
参加費用目安	約 330,000 円	約 490,000 円	約 400,000 円

申請要件

シラバスに記載されている申請条件に加え、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 1～7 セメスター生であること
- ・ 早期卒業プログラムの学生の場合は、最終セメスターではないこと
- ・ 2024 秋 semester に通常在籍状態である事(休学や留学でないこと)
- ・ プログラムの趣旨・目的を理解し、新しい環境に適応しようと努力し、海外での学習に対して意欲を持ち、真摯に学習に励む学生であること

申請期間

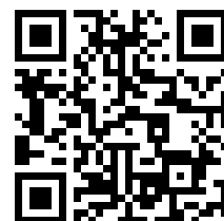
2024 年 10 月 9 日(水)～10 月 23 日(水)14:00

申請方法

申請期間中に、下記 URL または右の QR コードよりオンラインで申請してください。

<https://forms.office.com/r/OKWWrDymK7>

- 申請期間中のみ申請フォームを公開します。
- 複数回提出した場合、提出日が新しいものを受け付けます。
- オンライン申請のプロセスで以下が必要になります。あらかじめご準備ください。
 - 1) 志望理由(500 字程度)
 - 2) 保証人情報
 - 3) パスポートの顔写真ページ (未取得または更新予定の場合はその旨、申請ページ上で申告してください。)



面接選考日（必要だと判断された対象者）

2024年10月30日(水)2～5限

- ・書類審査後、対象者には上記の日程で面接を実施します。詳細は申請締切り後にキャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」にて連絡します。
- ・書類審査のみで審査し、面接審査は行われない場合もあります。面接審査対象者にのみ、面接の案内をします。
- ・授業以外の予定はできる限り調整して予定を空けるようにしてください。
- ・状況次第では10月31日(木)、11月1日(金)も予備日として設定予定ですが、原則として選考日は10月30日(水)です。
- ・面接対象者が無断で欠席した場合は、申請の意思がないものとみなし申請を取り消します。
- ・面接の連絡がなかった学生は、以下の選考結果発表日まで結果をお待ちください。

選考結果発表

キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」にて通知します。

2024年11月6日(水)

3. 受講確定後の手続き

受講決定後、以下のガイダンスに必ず出席してください。

受講者ガイダンス

日時: 2024年11月13日(水) 5限 (16:10-)
形式: 対面(教室: 受講決定後に別途連絡)

危機管理ガイダンス

日時: 2025年1月22日(水) 5限 (16:10-)
形式: オンライン (Zoom MTG ID: 受講決定後に別途連絡)

成績付与/成績問い合わせ

科目登録/成績付与されるSemester: 2024年度秋Semester
成績付与時期: 2025年4月
成績問い合わせ時期: 2025年度春Semester科目 成績問い合わせ期間

プログラム受講決定後の各種提出物や費用支払いについて

提出方法や提出先など詳細は受講者ガイダンスでお伝えします。

日程	内容
11/14(木) 14:00	<input type="checkbox"/> 誓約書(申請の時点で、必ず保証人の同意を得ること。誓約書には申請者本人および保証人両者の電子署名が必要(オンライン提出)) <input type="checkbox"/> プログラム費用の支払い (確定金額は選考結果発表時に案内します。プログラム費には危機管理支援システム登録費用が含まれています。)
12/11(水) 14:00	<input type="checkbox"/> 受講確定後サーベイ(健康状況自己申告、プログラム広報に関わる確認、パスポート画像(申請時未提出者のみ)、日本出国・帰国日の申告、海外旅行保険のプラン選択) <input type="checkbox"/> 海外旅行保険被保険者告知書(保険申込書)
2025/1/8(水) 14:00	<input type="checkbox"/> 海外旅行保険費用の支払い(料金は12月中に通知)

査証(ビザ)取得について

- ・ 各自で事前に日本出国から日本帰国までの経路国におけるビザの要・不要を確認し、時間に余裕をもって手続きをしてください。
- ・ ビザ取得は参加者個人が責任をもって行なうものとし、取得できない場合は受講資格を取り消します。
- ・ 日本の再入国許可が必要な国際学生は、忘れずに取得してください。
- **ビザの取得には時間がかかります。上記のスケジュールではビザ審査・取得に間に合わないため、申請時にビザ取得が必要と申告している学生には別途スケジュールを指示します。またビザ取得後、ビザ画像の提出が必要です。**

4. 参加における注意事項

【注意】基本的な注意事項は巻末添付「[Off-campus Programs に参加するにあたっての遵守事項](#)」に記載しているため、必ず確認した上で申請してください。以下には本プログラム独自の参加条件を記載していますので、熟読した上で応募を検討してください。

1. 提出期限の厳守

- ・ 各期限までに必要書類の提出・プログラム費の支払いが完了しない場合、その期日の翌日を以ってプログラム受講資格が取り消されます。その場合、「参加辞退」と同様の扱いとし、既に発生した費用は学生本人の負担となります。

2. 参加費用

プログラム費用

- ・ プログラム参加にはプログラムに要する費用を支払う必要があります。各プログラムにかかる費用の目安はシラバスに記載しています。海外プログラムについては、海外渡航需要の高まりや円安の影響等で既に提示している目安額を上回る可能性があります。
- ・ プログラム費用の確定額(納付額)は選考結果発表時にお知らせします。
- ・ プログラム費用の納付は責任をもって指定する支払期日(2024年11月14日(木)14:00)までに行わなければなりません。指定期日までに納付が完了しなかった場合、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されます。その場合、その時点までに発生した費用(その時点までに手配を行う必要のあった費用やそのキャンセル費用は学生本人の負担となります)。

保険料金

- ・ 個人で既に参加している場合も含め、APU及び派遣先大学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムへの加入が必要です。詳細は受講者ガイダンスで案内します。

3. 参加において必要な手続き等

2024年度より、AP言語イマージョン プログラムはすべて**実習地集合・解散**となります

- ・ 現地集合場所・日時は各プログラムのシラバスに記載しています。
- ・ 定められた集合場所に指定の日時までに到着できるように、ご自身で航空券等手配・購入してください。詳細は受講者ガイダンスで案内しますが、海外旅行保険の加入や、ビザの申請に日本出発・帰国の日程が必要なため、早めに計画を立ててください。
- ・ 出国から帰国までの経路に外務省の危険レベル2以上の国・地域を含む場合、Off-campus Programsに参加できません。

4. 免責事項・留意事項

プログラムに係る各種提出物・プログラム費用納付の締切厳格化について

- ・ 受講が決定した場合、プログラム毎に提出物(誓約書、各種サーバイ等、各プログラムで提出を求めているもの)やプログラム費用の支払いについてアウトリーチ・リサーチ・オフィスより案内を行います。
- ・ **参加に必要な提出物・プログラム費等(パスポートや査証の取得・費用支払い・保険加入・大学及び実習先から指定された書類等)の提出や納付は責任をもって指定期日までに行わなければなりません。指定期日までに提出物の提出・プログラム費等の納付が完了しなかった場合、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されます。**
- ・ **締切期日までの提出物提出・プログラム費納付の未完了を理由にして、プログラムへの参加ができなくなった場合、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。**

履修登録における留意事項

- ・ 事前・事後授業及びプログラム期間が、正課の講義・補講や定期試験・追試験、履修登録期間や正課外活動や研修などと重なる場合も特別な配慮はありません。あらかじめ学年暦やその他の活動期間とプログラム期間を確認してください。
- ・ 既に登録済みの 2024 年度秋 semester 第2クォーター科目・冬セッション科目と、希望するイマージョン・プログラム実施期間(事前授業、実習、事後授業)が重複している場合も、プログラムへ申請することは可能です。ただし、プログラムへの受講が決定した場合は、必ず、各自、履修登録修正期間②で秋 semester 第2クォーター科目・冬セッション科目の履修登録を削除してください。

参加取消・辞退について

- ・ 上記の通り、指定期日までに提出物提出やプログラム費用等の納付を行わなかった場合、プログラムへの参加は取消となります。
- ・ 申込後の辞退は原則として認めません。
- ・ やむを得ない理由(停学など学生処分を受けた場合も含む)であっても、参加決定後の取消・辞退についてはその時点までに発生した費用を支払わなければなりません。
- ・ 参加を取り消された場合または辞退した場合、原則として成績は「F」評価となります。

その他留意事項

- ・ APU の正課プログラムとして参加するため、協定大学が提供するプログラムルールと APU の募集要項のルールが異なる場合には APU のルールが適用されます。

5. 派遣中止について

次の条件に当てはまる場合は、大学の判断により学生派遣が中止されることがあります。

- A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル 2 以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
- B) 実習先での天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容・その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
- C) 派遣先大学が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合
上記の場合、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。

6. 実習中の危機管理・健康確認

派遣中は日常と異なる環境下で、宿泊を伴う学修を進めることとなります。危機管理、健康管理は自身の責任下で努めるようにしてください。

5. その他

①個人情報の取扱いについて

派遣に関わる調整・手続きを進める上で、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、保険会社、大使館、領事館、外務省等)に対して個人情報を提供することがあります。提供する情報には、氏名、性別、国籍、E メールアドレス、生年月日、パスポート番号、大学での学修状況があります。

②奨学金

必要に応じて自国や渡航先国の政府や団体が提供している奨学金をご自身で探してください。ここでは APU で奨学金の申請枠がある JASSO 奨学金を紹介します。

JASSO 奨学金

- ・ 31 日以上 1 年以内の期間、対象プログラムに参加する学生に対し、奨学金を支給します。(今期のイマージョンプログラムでは中国語プログラム申請者のみ応募が可能です。)
- ・ 奨学金の受給枠には限りがあります。成績と経済状況などを総合的に判断し、審査を行います。
- ・ 奨学金が支給される場合も、支払期限までにプログラム費の全額を支払う必要があります。
- ・ 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生が申請対象となります。

奨学金の詳細:アカデミック・オフィス奨学金ページ「留学のための奨学金制度」

<https://www.apu.ac.jp/abroad/support/scholarship/>

③履修免除試験(希望者のみ)

- ・ 希望者は派遣中に受講しているプログラム言語の履修免除試験を受けることができます。この履修免除試験に合格することで、受験した AP 言語科目の履修免除を受けることができます。
- ・ AP 言語科目において履修免除を受けた場合でも、日本語基準学生は「英語初級 A・B」、英語基準学生は「日本語初級 I・II・III」を単位修得もしくは履修免除とならなければ、次のレベルの AP 言語科目を履修できません。

④姿勢

- ・ プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、受講者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの受講目的をしっかりと定めてください。
- ・ 派遣前後に行う事前・事後授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。

⑤宿泊

- ・ 大学が指定する施設以外での宿泊は認めません。週末の外泊も不可です。
- ・ 寮や宿泊先では滞在先のそれぞれの規則や生活習慣に従ってください。
- ・ 施設の状況やプログラムによって、1 部屋を個人で利用する場合や 2 名以上で共有する場合など宿泊条件が異なります。

⑥禁止事項

- ・ 派遣先での自動車やバイクの運転(現地の法律上で合法であっても禁止)
- ・ 飲酒(現地の法律で合法であっても禁止)
- ・ レジャースポーツ(マリンスポーツ、ウィンタースポーツ、バンジージャンプ、スカイダイビング、海や川での遊泳など危険を伴うスポーツ)
- ・ ギャンブル(現地の法律で合法であっても禁止)
- ・ プログラム期間中で、プログラムのアクティビティ以外での近隣諸国・地域や各都市への旅行
- ・ ヒッチハイク
- ・ 派遣先大学および本学の名誉を傷つけるような行動

6. スケジュール

※この外にも各種ガイダンスが行われる場合があります。詳しくは参加決定後に案内します。

※万が一、事前・事後授業に参加できない場合は、各担当の先生に事前にメールにて相談してください。

日程	内容
2024年	
10月9日(水) 15:40-16:40	募集ガイダンス 対面とオンラインのハイブリッド 教室:F209/オンライン:Zoom ID: 965 2234 7802
10月9日(水)~ 10月23日(水) 14:00	申請期間
10月23日(水) 14:00	募集締切
10月30日(水) 2~5限	面接(予備日程:10月31日(木)、11月1日(金))
11月6日(水)	合否発表
11月13日(水) 5限(16:10-)	Off-campus Programs 受講者ガイダンス(対面)
11月14日(木) 14:00	<u>下記提出、支払期限</u> ・誓約書 ・プログラム費・危機管理支援システム費用の支払い締切
12月11日(水) 14:00	<u>下記提出期限</u> ・受講確定後サーベイ(健康状況自己申告書、プログラム広報に関わる確認、パスポート画像(申請時点で未提出者のみ)、日本出国・帰国日の申告、海外旅行保険のプラン選択) ・海外旅行保険告知書
2025年	
1月	事前授業(シラバスを参照のこと)
1月8日(水) 14:00	海外旅行保険の支払い締切(料金は12月中に通知)
1月22日(水) 5限(16:10-)	危機管理授業(オンライン)
2月~3月	各プログラム現地実習、AP言語履修免除試験(希望者のみ)
3月	事後授業(シラバスを参照のこと)
4月	成績発表
8~9月	成績問い合わせ期間

7. イマージョン・プログラムに関する問い合わせ先

アウトリーチ・リサーチ・オフィス A棟2階

担当者:溝部、灘波、芦刈

TEL: 0977-78-1101

E-mail: immerse@apu.ac.jp

2024年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消される可能性があること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不適当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中の禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる。(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラム、キャンパスアジアプログラムおよび短期サマー/ウインタープログラム除く。
- (5) 次に当てはまる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関わる事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービ斯拉ーニングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービ斯拉ーニング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービ斯拉ーニングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービ斯拉ーニング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならないが、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかったことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合